

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 10月号

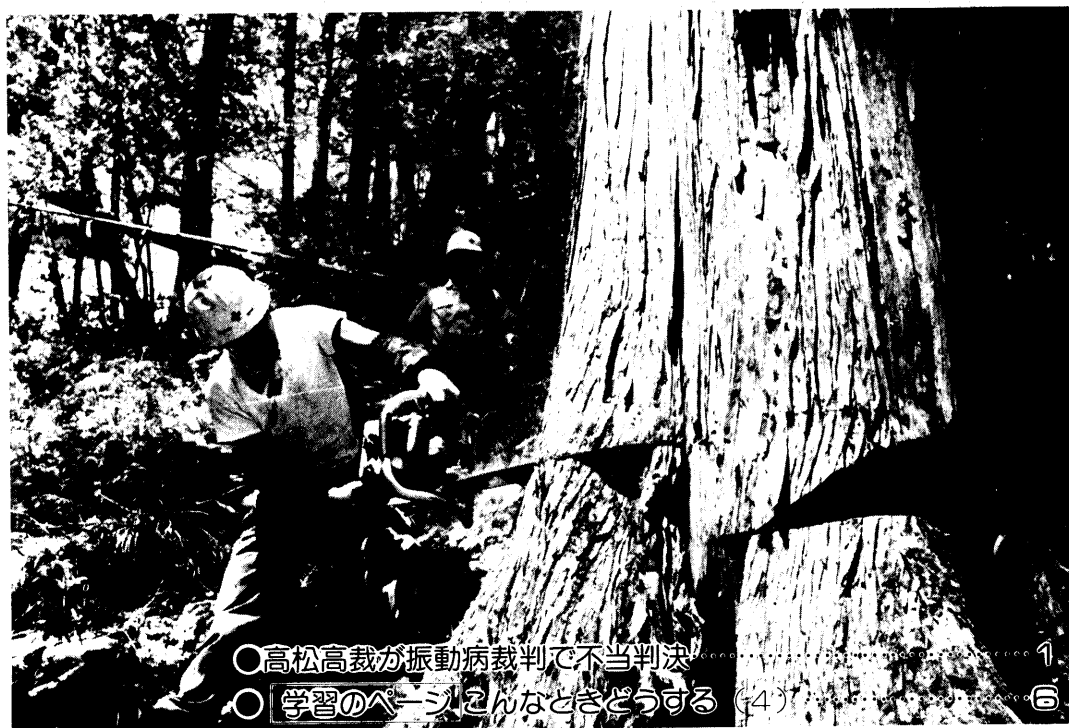
(通巻第126号)

関西労働者安全センター 1984.10.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



○高松高裁が振動病裁判で不当判決	1
○学習のページ せんなどきどうする (4)	6
●職場つうしん	9
●和歌山だより	12
●前線から	13

9月の新聞記事から / 18

■表紙写真 / チェンソー伐倒作業

九月一九日、高松高裁は元高知営

能性はなかったとし、更に、損害に

林署職員(全林野労組員)十二名のチ

については軽度で公務災害補償で充分

エンソー使用による振動病被災につ

であるとし、全て国側の主張を認め

いての損害賠償請求について一番の

たものである。

高知地裁判決を全面破棄、請求棄却

さらに、判決は労災職業病と合理

の判決を行った。

化の關係についても踏み込み、「機

動障害の範囲につき「局所障害」と

う労働者の被災は軽視すべき」と黙

し、林野庁(国)の障害発生の予知可

視できない見解を示しているのではあ

る。

我々安全センターとしても、これ

は全ての労働者への挑戦と受け止め、

全林野の今後の闘いを全面支援する

とともに、今後判決を契機として予

想される労働行政による治療制限や

打ち切り攻撃の強行に対し、全国的

な共闘体制を強化し、全力で反撃す

る決意である。

9/19 高松高裁が振動病裁判で不当判決

判決文は全労働者への挑戦状

全林野大阪地本執行委員長 弘中保之

一九八四年九月一九日、高松高裁

身体、健康を重視する見解を示し、

て、労働者の生命、身体、健康を不

二審判決は、一審の高知地裁勝訴判

林野庁に振動障害防止措置に怠慢が

当に軽視する見解に基づいて、林野

決で、チェンソー、ブッシュクリー

あったとして、損害賠償責任を認め

庁に賠償責任はないとする逆転判決

ナーの使用による振動障害を全身障

害と対して、その振動障害を全身

を言い渡しました。

害ととらえ、国有林労働者の生命、

障害とは認めず、重症でもないとし

新技術の人体実験を

正当化

この二審判決の最大の特徴は「産業革命以来この世には、高速度の交通機関をはじめとする各種の機械が生まれ、人間の労働を軽減し生活を便利にした半面、各種の職業病が発生するのは事実であるが、こうした機械を数年にわたって使用した後、発主した重症でない職業病について、直ちに企業者に責任があるとしたら、長期的にみると機械文明の発達による人間の生活の向上を阻み、合理的といえない」との判断を示し、人間の尊厳を軽視する、本末転倒の下正、不当な思想を杖とした判決理由が構築されていることです。

このことは、ただ単に国有林労働者だけの問題にとどまらず、全労働者の生命、身体、健康にかかわる共通の問題であり、労災、職業病を否定する重大問題といえます。

また、この判決の主な問題点について、まず「振動障害のとりえ方」ですが、振動病が全身障害であることは多くの医師の所見や、学説、文献があるにもかかわらず、これを根拠もなくし意的に退け、振動障害が手指や腕にとどまらず全身に及ぶことから、その苦痛にたえかねて自殺者まで出ている実態をも無視して「全身障害ではなく、指先や腕等の部分的障害であり、かつ軽症である」という下正、不当な判断を行っているといふことです。

また、林野庁の「安全配慮義務」の問題についても、林野庁が、チェンソー導入の際、障害が発生するこ

とは知っていたながら何の予防措置も構せず使用させ、障害が発生しても「使用時間と振動障害」との因果関係が明確でない等と称する林野庁の言い分をそのまま認め、全林野が使用時間の規制を含む技術的な予防対策の要求を無視しつづけ、一二年余も使いつづけさせたことに対しては、

「振動障害は使用開始から発症までには相当な年数を要し、使用者全員に発症するものでない」また、使用時間規制の基準も「多くの経験例を積み重ねなければ判定できないこと」言いかえれば「人体実験」してみなければ分らなかったことであるから、使用をつづけさせ障害が発生しても、林野庁に責任はないといい、人間の生命、健康をまったく無視した恐るべき考え方を示していることです。

職場、地域に闘いを拡げ

「不当判決を葬り去ろう」

以上のようにこの二審判決は、不正、不当であるばかりでなく、異常なほどの偏見思想により林野庁をかばいつづけ、このことは、とりもなおさず、国民の生活、健康の正当な権利を抑圧し、軍拡を指す今日の臨調一行革一路線に追随、迎合し、これの先取りをはかり職業病闘争を、共殺しようとしたもので、政治的、

意図的判決であり、行政の行きすぎをチェックすべき立場にある司法の責務を自ら放棄したものと云えます。高知地裁の一審勝訴は、振動障害の治療、予防、補償を前進させると共に、多くの職業病に苦しむ労働者

に励ましを与えたものであり、この判決の故をもって、築き上げてきた諸制度の後退は断じて許してはなりません。今後は、最高裁における闘いと合せ、現在六地裁における「白ろう」

裁判の闘いを一層強化することはもちろんですが、闘いを職場、地域に拡げ、さらには国民的規模にまで拡充強化し、最後の勝利を確信し、この不当判決を葬るまで頑張り抜きたいと思えます。

高知「白ろう病裁判」判決をめぐって

—— 労働衛生学からの批判 ——

奈良県立医科大学 車谷 典男

今回の控訴審判決の特徴は、「重症でない職業病について、直ちに企業者に債務不履行の責任があるとしたら、長期的にみれば機械文明の発達による人間生活の便利さの向上を阻み、特に、わが国のように各種の機械による産業の発展で生活せねばならない国においては国民生活の維持向上を逆行さすもので合理的であるとはいえない」という点に集約さ

れよう。「重症の」という限定つきにしるこの判決は、文明の発達のためには個人を犠牲にしても良いとするものである。産業革命以来、労働者が営々として築き上げてきた「生命を守る」皆を一挙に突き崩そうとするものである。この一点のみでも上告すべきである。

充分可能だった

チェンソー導入前の

「白ろう」予見

この点は充分留意した上で、更に、労働衛生学の立場からみて判決文の知り得たかである。判決では「当時

の知見、経験からみて身体に振動障害が発主することは無いと思つたとしても……非難を加うべき違法性があるとは判断できない一としてゐる。しかし、これは全く逆である。判決はチェンソーの導入前後の文献から予見可能性の有無を検討してゐる。試験的に導入されたのが昭和二十二年で、本格化するのが昭和二十三年過ぎである。

昭和二十二年に、「振動により手指先端等に壊死をおこし労働能力を相当に失つものがある」との論文が発表されてゐたことを、判決は明らかにしてゐる。ここで使用されてゐるのはチェンソーではないが、場合に於つては振動により重大な健康障害が生じ得ることを指摘した点で、この論文は重要な意味をもつ。結果的にはチェンソーでこのような一指が腐る一だうなことはなかつたのであるが、振動工具の導入にあつて眞重な医学的対応を必要と判断することを報告であつたといえる。

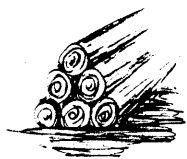
このような背景があつたのであるから、林野庁は、チェンソーの本格的な導入にあつて、林業機械の専門家を三カ月間アメリカに派遣し視察させた際、同時に、医学の専門家を派遣しなかつたことは非難されて然るべきであろう。

次に予見可能性を考える上で重要な論文は昭和三四年の米田、辻報告である。厳密に言えば、既にチェンソーが導入されてから発表されたものであるが、昭和三五年過ぎから本格的にチェンソーが導入されてゐるのでこの報告の持つ意味は大きい。一林業機械化情報一に発表された論文で、農林省林業試験場作業研究室の研究者である二人が、国有林作業員を対象にアンケート調査を実施し、一白ろう現象一などの訴えを認めたというものである。

しかし、判決では、一このような発表はされてゐたものの、労働衛生を含む医学界からも、また林野庁、全林野、民間の林業者等からも昭和

四一年までは関心が持たれた形跡がない一として、この報告を知らなかつたとしても当然であり、知らなかつた故に振動障害の広がりを予見できなかったのは無理もないと言わんばかりである。このような論法、即ち、労働衛生学者に関心がなかつた、また、全林野も関心がなかつた、だから林野庁も関心がなかつた、だから、とする論法は無謀すぎる。ば

く大な予算を持ち、いかなる情報も知り得る立場にあり、また、専門家の協力も得やすい公権力を持った林野庁と、それらを一切有さない医学者、全林野とを同列に並べ、林野庁を免罪するような方法は余りに不公正である。林野庁のごとくあらゆる情報を知り得た立場にあるものに高次の注意義務を求めるのは当然で



あろう。従つて、林野庁は常に積極的に情報を収集すべきであつたにも拘わらず、それを行わず、その結果、医学的な対応、労働条件の改善が遅れたこと等の責任は重大であると言わざるを得ない。

全身症状否定は

「素人だましの単純な発想」

第二は、振動病は局所障害か全身障害かである。判決は全身障害はないと言いつける。

振動障害の発病機序として「振動のエネルギーは工具を把持する手指でほとんど吸収される一、だから」振動工具による障害部位は手指に限定され、中枢の障害は起こり得ないと決めつけている。素人だましの余りに単純な発想に驚かざるを得ないが、全身障害説を排除する根底にあるのはこの考え方である。

外部からの振動刺激は、手指にあ

る振動の感覚器を経由して脳に運ばれ、脳は運ばれてきた情報に基づき、強弱などの程度を含めてある一定の性質を持った振動として認識することになる。言いかえれば、振動作業中、脳の中枢神経は刺激を受け続けている。もし、この刺激が過大に過ぎると、中枢神経は異常な反応を示すに到る。言うなればオーバードトである。このような現象を証明した動物実験があり、また実際、Raynaud現象は脳の中に存在する血管調節中枢の異常によると考えたほうが説明しやすい。更に、ごく最近ではあるが、振動病患者の血液の流れ具合あるいは血液成分の動態異常を示す報告が相次いでいる。言うまでもなく血液は全身を流れるものであるから、振動の全身影響が考えやすくなる。このような知見に接すれば、振動は全身障害をじゃっ起し得ると思料するのが相当であり、「振動によつて障害される部位はエネルギーが吸収される部位に限定される」と

いう判決文は極めて非科学的である。また、判決では、中枢神経障害説を主張する論文を逐一紹介しているが、それらを採用できない理由として、単に「検査方法がどの程度正確であつたか疑問。被検対象数が限定されている」を挙げてゐるのみで、極めて説得力に欠ける。この個所は中枢障害説を否定する重要部分であるだけに、もっと具体的に批判を加えないとこのままでは到底納得できない。

このように中枢神経障害説を採用しない根拠は極めてあいまいであり、理不尽なものであると言える。

以上二点にのみ絞つて今回の判決の批判を試みた。上告して当然の判決である。

こんなときどうする

④

職場安全活動の手引き

脳卒中・心臓病

前回は腰痛症になった場合について解説しましたが、今回は労災認定問題として最近特に増加している脳卒中・心臓病について触れることにします。

Aさんは郵便局の下請で郵便物を運搬する会社の従業員でしたが、十一月のある日、業務を終えて事務所へもどり入浴中風圧から上がった直後突然倒れました。同僚が救急車を呼び近くの病院に入院させましたが間もなく死亡し、病名は脳内出血といわれています。

Aさんとはなれてから職場では一まのめ入間一通っており、同僚の中心でも自然と一仕事が原因では、一とこの時が上、労働としても会社に

労災手続を要求するに至りました。しかし、その後会社は一労基署に相談したがむずかしいと言われたこと返事で、組合も困ったというケースです。

「災害主義」がタテの

認定基準

この場合二つのことを押さえておく必要があります。

第一には、労基署の一判断です。

このシリーズの第一回目に会社が労災手続を拒否した場合の対応について述べましたが、最終的には労働基準法施行規則二十三条の規定を又

てに、労基署の指導を要求すべしと書きました。これは引の見方をすれば、労基署は被災者が労災手続を希望する場合にはそれを實現する義務があることとなります。つまりこれはむずかしいからやめときなさいというのとは違法で、正式手続の仕方を教えて、申請に基づいて調査の上、一業務上・業務外一という認定の形式で結論を出すのが筋道なのです。

したがってこのAさんのケースでの署の対応は不当・違法といえます。

第二に、一むずかしい一の内容の問題です。組合が会社にきいた話では、労基署の担当者が「倒れた日、倒れる直前に何か事故とか異常なことが起らなかったか？」ときくので、

「特別なことはなかったと思う」と答えると、「困難」ということになったとのこと。このやりとりを理解するためには、脳卒中等の労災認定基準として労働省が出している通達(基発一一六号・昭和三六年)について理解する必要があります。

その骨子を簡単にまとめたのが次の表ですが、一言で言えば「災害主義」ということになります。したがって、労基署はこの基準に沿って質問し、直前にいつもしたことの無いような重労働等があったかどうかのみを問題にする傾向が強いわけです。しかし、大半の場合はこの基準通り

でないのが実情です。それではAさんの場合はどうしようもないのでしょうか？

必要なのは

十分な調査

結論から言うと、十分に調査しないと判断できないということ。行政基準に合わせて「何か異常なことはなかったか？」と捜しまわるようなことはせず、まず、職場段階の常識論として、「仕事も大いに関与して発病した」という気持ちが無

理なく持てるか否かを最重視すべきであると思います。

例えば、Aさんが、かねてより、血圧が高く、医者からも職場からも健康に注意するよう指示されているにもかかわらず、全くこれを無視し、深酒、徹夜マージャンと私生活で無茶をしていたとか、まじめに仕事をせず、同僚に迷惑ばかりかけていたとかであれば、誰も労災を勝ち取るうという気分にならないと思います。

しかし、Aさんのケースは逆に大半の同僚が「仕事のせいだ」と思いました。そこで組合はAさんの労働についての調査に入り、二か月程度をかけて、労働時間・仕事内容・家での様子・最近の特徴・当日の様子と調べ上げました。その結果、以下のことが明らかになったのです。

- ③ 一災害によらない一場合の認定の原則
 - ① 発症前に一特定の労働時間に特に過激な業務一
 - ② 医学的相当因果関係の存在
 - ③ 災害と疾病発生の間隔
 - ・ 直前または少なくとも当日
 - ・ その他は橋架症状の存在(頭痛・めまい・悪心)
 - ④ 災害強度のめやす
 - イ・質的に異なる過激な業務
 - ロ・量的に程度を著しく越える過激な業務
- ハ・突発的かつ異常な災害、出来事
 - ニ・単なる疲労の蓄積だけではダメ
 - ホ・基礎疾病のある場合は特に厳しく

- ① 血圧値は正常で、家庭生活、趣味の領域で健康を害する要因はないこと。
- ② 仕事については毎年郵便物増加、ポストの増加、特定局の増加、そ

れに加えて交通事情の悪化で仕事がつらいものとなってきていたこと。
③きつい路線の比重が大きく、発病前に頭著であったこと。

④超勤も平均以上であったこと。

⑤不規則勤務で体調を整えにくかったこと。

⑥発病二、三か月前より頭痛があり、ノーシンを常備していたこと。

⑦休みがきわめてとりにくく、当日も体調が悪いのに出勤したこと。

⑧当日朝ヒヤリ事故があったこと、また、職場の風呂も仮設で寒かったこと。

等々の事実が明白になったのです。このAさんのケースは組合の徹底した行政闘争の中で「業務上」認定を勝ち取りましたが、一般論として、留意すべき点について説明します。

決定的に大切な「医証」

まず第一に、認定基準では「単なる疲労の蓄積ではダメ」としてはいますが、毎日の仕事の絶体的負荷こそが最も大切で、いかにその労働がきついかを明らかにすることです。

第二には、基準は「災害的要因は当日少なくとも前日」としてはいますが、もつとこの「災害」の範囲を拡大して、超勤、労働密度、生産性、配転、合理化の影響等様々な観点から分析し、年単位、月単位で労働強度、負担の波を明らかにし、発病時の状況を理解することです。新しい合理化の開始、看板方式への切り替え、配転、慢性的長時間労働、夜勤等が「災害的要素」として認定されたことも実際にあります。

第三に、基準では「高血圧等の基礎疾病がある時は原則的に業務外」という見解に近いのですが、労働安全衛生法の精神から言えば、健康状態が悪い労働者については、通常者以上の労働上の配慮を会社がしなければならぬことになっています。

労働安全衛生法（六六条）

6 事業者は、労働省令で定めるところにより、第一項から第四項まで及び前項ただし書の規定による健康診断の結果を記録しておくなければならない。

労働安全衛生規則（六一条）

第六十一条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第一号に掲げる者について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

三 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかつた者

労働安全衛生法（六二条）

第六十二条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に應じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

したがって、高血圧症がひどく、本来ならば作業軽減すべきところを、業務の都合で通常あるいはそれ以上の仕事をしたことは、それ自体本人にとっては「過重」なものになるはずで、我々はこれを「相対的過重性」と呼んでいます。この論理で、通常の仕事を「災害的要因」として

職場のしん

全金技研工業支部

腰痛発症をきっかけに 組合主動の安全衛生活動

認定した先例も多くあることは、憶えておく価値があります。

最後に、「医証」についてです。脳卒中等の場合は特に、発病と業務の一医学的相当因果関係一の立証を

要求しています。したがって、被災者にとって一つも有利な「医証」がないことは決定的にまずいわけです。

できれば、いつもかかっている医師、発病後の入院先の医師、また、労働

衛生に詳しい医師等より、労働と発病の因果関係を認める所見を確保するべきでしょう。

次田市にある製図台の製造、組立の努力があったのである。

を業とする技研工業株式会社では、

中腰作業がほとんどの製図台組立

労組主導の安全衛生活動を進めている。作業環境の改善や災害補償協定の締結はもちろんのこと、年二回の

作業に従事する労働者に、腰痛症が多発したのは八〇年八一年のことであつた。四名の被災者が中心となつ

工場安全総点検、労組推薦の産業医の任命、社外からの提言も含めた形で安全パトロールなどの具体的取り

て全金技研工業支部を結成し、腰痛を生み出すような労働環境の改善などを求めて闘いを始める。その後、

組みを進めている。こうした取り組みを行なうに至るまでの経過の中に

会社側からの分裂攻撃など様々な妨害を受けながらも、労災認定を勝ち

は、幾人もの労働者の被災と、労組

取った。しかし、会社側はその責任

を顧みることなく、労働環境の改善

もなく、職業病の発生はまだまた続きそうな状態であつた。そんな中で

八二年七月に損害賠償請求の訴えを大阪地裁に起こし、法廷内外の闘いを地域の仲間と共に進めていった。

同時に、分裂組合となつていている企業内組合から、変らぬ作業環境と腰痛

発症を問題視する声も出始め、会社側への批判が高まり、企業内組合の

立ち会いの下、全面勝利和解を引き出した。そして、あらゆる安全衛生

対策を進めることになつたのである。このように労働者の力で安全衛生

に対する自覚は高まり、対策も打たれてきたが、「技研工業の安全衛生

の中味」を作っていくためには、まだむずかしい問題がひかえてい

季刊 労働者住民医療

NO. **5** '84.9.

頒 価 400円

札幌緑愛病院建設の経過と今後の
活動方向について

北海道における職業病の
現状と当面の課題について

健康保険法改悪反対運動の
総括と今後の方針 松浦良和

関東フィールド合宿医学生差別事件
福島高文氏の日本振動病の「否定的見解」
に対する「否定的見解」 平田邦明

港湾労働者にじん肺法を適用
じん肺審議会が最終確認 伊藤彰信

高知営林局の除草剤245-T
埋設廃棄事件に思う 五島正規
放射線被曝線量基準の大幅緩和に反対しよう！

各地からニュース

発 行

労働者住民医療機関連絡会議
大阪市港区弁天2-1-30
医療法人南労会松浦診療所内
TEL (06) 574-8010

購読料 年間 2000円

郵便振替

口座番号 大阪6-26064

もうまがが

紀和病院開院

地元アンケート調査など着々と準備すすむ

紀和病院は十一月一日の開院（一部は十月二十二日より）へ向け、まさに秒読みの段階に入っている。

すでに九月二十一日からは第一陣

が入り幹部研修が行われ、十月十一日からは全スタッフが雇用され、本格的な準備体制に入る。そして、十月二十日には関係労組・団体・個人が総結集し、開院祝賀会が開催される。

一方、八月二十二日に発足した紀和病院運営会議（議長 浜口矩一氏）も活発に準備活動に入った。関連労組への協力要請も精力的に行うとともに、九月下旬には古座川町、本宮町、田辺市を中心として、紀南の振

動病多発地区へのオルグを開始、すでに一昨年より自主健診を行っていた古座川山労の被災者については開院早々から入院が決った。

九月二六日には第二回運営会議を開催、事務局長より病院の準備状況及び、関係労組オルグの状況が報告された後、当面の問題として、1古座川町などからの入院について、被災者の権利問題について新宮労基署をはじめ関係署と交渉を開始すること、2病院の地元への浸透を具体化するために、公労協・南海・運輸労連を中心として地元アンケート調査を十月上旬中旬にかけて実施すること、3紀南の振動病対策強化の一環

として、田辺市を中心として本宮町に至る地域へのオルグ活動を企画すること、4病院建設債の販売については引き続き討議すること、などを決定した。

十月十二日には神戸において、全山労の第十三回定期大会が開催されたが、紀和病院からは伊藤院長、榎本事務局長が来賓出席し、病院の決意と今後の協力を訴えた。

一 紀和病院開院祝賀会 一

※日時

1984年10月20日（土）

PM 4:00～

※会場

紀和病院 4階

和歌山県橋本市神野々

☎07363-4-1255(代表)

前線から

柴田出稼ぎ訴訟

秋田地裁で出張尋問

出稼ぎ労働の厳しき

法廷で明らかに

去る九月一日、雇用主の「つ吉建設」(寝屋川市)でのガス管敷設作業に伴う、夜勤、振動工具使用、重管理のなご、宿舎・食生活の不備などを証言しました。主治医は生前の健康状態の正確な事実から、労働

二事十三とすという苦さで、遂に争われた柴田さんの業務上外を争う労災裁判の証人尋問が、地元の秋田地裁で開かれました。

証人は同郷の出稼ぎの関係の同僚の二人と柴田さんの妻さん、地元で診療した二名医師の四人で、同僚は

省の業務外決定の根拠となつた白井・志水(大阪)、山本(中央審査会)三医師の証を根拠からくつがえす証言を行ないました。

この裁判は関西労働者安生センターでの十年間の強

「削岩機の作業重労働」

大阪へ出かせぎ病死の労災訴訟

出張尋問で三人が証言

出稼ぎ先の大阪府で、東成区の前野で作業中の夫、久雄さんと二箱に動いていた同町下釜子長六郎、会社員佐々木清道さんと、同町下釜子天神、同佐々木宏さん(四七)、同町診療所で約五年間、久雄さん(四七)を診察していた秋田市形西谷地、医師山川博さん(四七)が証言した。

佐々木(常)さんは「削岩機の取り消しを求め大阪地裁で係争中の民事訴訟の出稼ぎ裁判が十七日、秋田地裁で行われ、原告側の証人三人が尋問した。

辛中心臓病闘争でも初めて、業務上外を裁判で争う例であり、現在進められている認定基準の改訂作業とも関連する聞いています。また、出稼ぎ組合を中心とする出稼も三回にわたって大きくと

証人尋問では、当時久雄さん(四七)と二箱に動いていた同町下釜子長六郎、会社員佐々木清道さんと、同町下釜子天神、同佐々木宏さん(四七)、同町診療所で約五年間、久雄さん(四七)を診察していた秋田市形西谷地、医師山川博さん(四七)が証言した。

佐々木(常)さんは「削岩機の取り消しを求め大阪地裁で係争中の民事訴訟の出稼ぎ裁判が十七日、秋田地裁で行われ、原告側の証人三人が尋問した。

秋田地裁で行われ、原告本人の証人ノブさんが証言す

りあげられ、秋田の出稼ぎ組合の役員や会員が三〇人近くも労働につめかけ、四証人のことばにうなづく姿もみられました。

今後、大阪地裁で国側証人尋問や弁論が進められま

パート労働者のけんしょう炎

まともな返答できぬ労基署

更に闘いを強化

泉州

・泉州労連

先月号で報告した森田電工(和泉市)のパート労働者Aさんのけんしょう炎(ばね指)について、泉州労連、地域の労組、安全センターは、泉大津労基署と交渉を行なった。

七月二一日の労災申請以来、労基署側は本人及び現場での事情聴取を行なって

た、申請以来三か月になるというのに主治医である玉川医師の意見はいっこうに聞く気配は見られず、もっぱら局医の鑑定にまかそうとする署側の態度はミエミエである。

今回の問題は、けっしてAさん個人の問題にとどまらず森田電工という、劣悪な労働条件のもとで働くすべての労働者にとって職場改善の闘いの一つの契機となるものであり、そのためには是非でもAさんの労災を業務上として認めさせる必要がある。

安全センターとしても今後、支援・協力を強化していく決意である。

住友電工(秘) 労務報告

カンパ 300円
〒 170円

企業防衛について

大企業における 労務支配の実態

部数が限られています 問い合わせはセンターへ

北海道

労住医連第六回連絡会議開かれる

振動病高松高裁判決への

強い強化などを決定

九月二二・二三の両日にわたり、北海道札幌市において、労住医連の第六回連絡会議が行なわれ、広島を

九百二二・二三の両日に職業病闘争を根幹から否定する内容を含んでおり、今後、控訴審にあたり、全林

野労組を医学的に支援する体制作り、及び、全国的な安全センター集会開催の働きかけを行うことなどを決めた。

また懸案の事務局体制については、新たに大阪より二名が加わること、及び、関西ブロックで編集会議を設置することが決まった。

除いて全役員が出席した。

討議は多岐にわたったが、主要な点として、

1. 振動病訴訟高松高裁判決への対応。

2. 健保改悪反対闘争の総括。

3. 機関誌発行をはじめとする事務局体制の強化等があげられる。

本誌でも今回特集しているように、高松高裁判決は単に振動病だけでなく労災

全国

全金が原発内労働の実態調査

放射線被ばくについて初の個人アンケート

原子力発電所内に立ち入り、放射線下作業をする労働者の安全管理の現状について、全金労組がアンケート調査を行なうことが決定され、準備が進んでいる。このアンケート調査は、六

月に行なわれた安全活動全国交流集会の放射線問題分科会で実施が決定されたもので、「放射線被ばく防止協定」のとりくみを更に発展させるための実態調査となる。

項目は、個人の放射線被ばく線量や安全教育、被ばく管理の方法など多岐にわたっている。組織労働者の原発内作業についての調査は初めてのことであり、その結果は大いに注目されるところとなる。また、全金では労組の側からの安全教育テキスト作りなども計画されており、そこにもこのアンケートの結果が反映されることになる。

松原

全金大和鋼業支部が

じん肺問題で団交

組合推せんの医療機関で健診を

九月一八日、全金大和鋼

としてきた。

業支部は、地域の応援を得て、じん肺問題で団交を行なった。同支部では、今年三月、じん肺合併症であることがわかり、労災申請の結果認定をかちとってきたが、この問題は一人にとどまらないとして、じん肺予防のための健診や環境測定の実施を要求して団交を重ねてきた。

今回の団交では、法律で定められた健診、環境測定を行なってこなかったのは会社の怠慢であり、組合が要求して初めて行なうこと

になったのだから組合の意向を尊重すべきであると追及し、組合推薦の機関で行う考えもあることを約束させた。

また、じん肺合併症の組合員は、三年前にも同様の症状で入院しており、この補償問題の責任追及も行ない、賃金水準を現在になおして補償していく考えがあることを確約させた。

大阪

大阪市従公園支部が腰痛学習会

体操指導もあめ和気あいあい

九月一八日、鶴見緑地内

た腰痛学習が好評だった

め、是非現場でもやってほしいという希望があり、実

今年六月に市従本部が開い

現したもので、当局側も共

善や人員不足など解決しなければならぬ課題は多々あるが、労働者自身が自らの身体を守るためにも、正

が、体操を正しく理解するための話と共に、実技指導を行なった。座席を片づけ、床に寝ころんで、屈身をしたり、身体をねじったりで、汗をかきかき和気あいあいと行なわれた。

腰痛予防のため、環境改

今年六月に市従本部が開い

しい予防体操が重要である。いかと思われる。ことが理解されたのではな

地域実態調査など

「幅広い地域活動を強化」

此花

・此花労働者センター・

この間、此花労働者セン

ターでは、地域実態調査、地域実態調査についても、

塾を中心とした子ども会活 現在センターには地域の組

動など積極的に地域とのつ 合とのつながりがまったく

ながりを求めていく取り組 なく、また、確かに此花と

みが進められている。今回 いう地域には大阪ガス、住

の取り組みは、これまでの 友化学をはじめとする大企

労災問題を柱とした相談活 業の労働組合以外には中小

動だけではなく、より地域 の組合は少ないところであ

に即し、センター活動の独 り、なかなか組合との関係

自性と恒常化を目指そうと を作りにくいところである

いうものである。なお相談 が、センター活動上労働組

活動においても十一月頃か 台との関係を築くことの必

るはパート労働に焦点を当 要性からとりくみが始まっ

たものである。

また住友電工労働者の差 別賃金撤廃一の中労委闘争 強化の体制を整えつつある。 むいよいよ結審が間近とな

南大阪

労働者針灸学習会

第10期が終了

第十期労働者針きゅう学 習会は、九月二〇日の修了

式をもって全日程を終了し た。今年の学習会では約三

〇名が修了し、今後の職場 の運動に生かしていくこ

とが期待されている。 針きゅう学習会は十年前

に「自分たちの健康は自分 たちが守る一をスローガン

に数名の参加者で開始され たものだが、腰痛症、頸肩

腕障害などに悩まされてい るのが現状である。

実行委員会は、今後新た な実行委員の加入も含め、

来期への準備を始めている。



九月の新聞記事から

九・一 阪神高速でトラックが駐車中の車に追突炎上(堺)。

九・一六 名神で分離帯に激突、会社員三人死傷(滋賀・竜王町)。

九・一八 あて逃げされ軽トラック横転、会社員死亡(大阪)。

九・七 兵庫こども病院で赤ちゃんが麻酔ミスで植人物人間に。

九・一九 単身赴任の警官が短銃自殺(高知)。

針工場で爆発、二人死傷(長野)。

新日鉄広畑で八〇トンのクレーン落下、ガス炎上あわや大惨事。

九・九 フランスから日本へのプルトリウム輸送中止を反原発団体が科技厅へ申し入れ。

九・二〇 清掃作業員、マンホールでガス中毒、二人死亡、一人重症(福岡)。

九・十一 学校、病院の井戸水から発ガン性物質検出(東京・府中市)。

九・二七 阪神高速守口線で、トレーラーから鉄板口一ル二〇トン転落。

九・一二 通勤途中にバスと衝突、お年寄り三人死亡(兵庫・関宮町)。

九・二八 「スパイクタイヤ装着時には浮遊粉じんが十倍になるとの調査結果、環境庁まとめる。

九・一四 長野県西部地震、死者二人、不明二十七人。

九・二九 警官が勤務中に短銃自殺(広島)。

九・一五 「田中機械の破産管財人が組合との団交に応じないのは不当労働行為であると、大阪地労委が団交に応じるよう命令。」

「三池有明鉱火災は人災」と運輸省調査委報告。

昭和50年10月29日

第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

10月号（通巻第126号）昭和59年10月10日発行

（毎月一回10日発行）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけたときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・金員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金（年額）
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金（月額）
5部	500円
6部	600円

● 以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
 - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- （但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28